

募集に係る Q & A

NO	資料	頁	質問	回答
1	募集要領	2	専門職の資格要件については、主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等となっているが、保育士、看護師、介護福祉士、作業療法士、公認心理士は「等」の中に含まれるか。	含まれる。
2	募集要領	2	今後、管轄区域内の人口の増加等の状況の変化に応じて、人員体制の変更はありうるか。	今後、状況の変化や必要に応じて人員体制を変更することはありうる。
3	募集要領	3	事務所の設備で受付カウンターを有していることが望ましいとあるが、例えば、事務所等の入口に机などを置いて受付とすることは可能か。	相談者が声かけしやすいように受付場所の目印となるのが受付カウンターの目的であるため、事務所等の入口に机などを置いて受付とすることも可能。
4	募集要領	3	受託がまだ決まっていないため、応募時点では物件の契約に至っておらず貸主と交渉中という状況で、図面等の書類を提出する予定である。 受託が決まるまでに見込んでいた物件が埋まってしまった場合、応募時と類似の立地・設備の物件での実施でよいのか。	できる限り応募時に提示した物件を借用できるよう、物件の仮押さえ等について貸主と協議すること。仮に、見込んでいた物件が埋まってしまった場合は、速やかに市へ報告するとともに、類似の物件の提案を行うこと。なお、審査時の物件より立地、設備等が劣る提案がなされた場合、受託候補者としての決定を取り消すことがありうる。
5	募集要領	3	相談スペースを2か所以上有していることが望ましいとあるが、1か所しかない場合でも、応募は可能か。	相談スペースが1か所でも応募は可能。これ以外にも「望ましい」と書かれている事項を実施しないことをもって、資格要件を満たさないことにはならない。
6	募集要領	3	会議室は、相談スペースとは別に準備しなければならないか。	会議室は、相談スペースとは別に準備する必要があるが、会議用スペースをパーティション等により仕切ることによって相談スペースと同じ室内に設置することは差し支えない。
7	募集要領	4	専門職人件費の「国家資格」加算の欄には「社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等」と記載されているが、「等」に「保育士」は含まれるか。支援対象者が幅広い基幹相談支援センターとして児童分野を強化するための職員配置を検討している。	専門職人件費の「国家資格」加算の対象には、「保育士」を含むものとする。
8	募集要領	4	人件費が法人の規定と合わない場合、余剰の人件費を研修等に利用することは可能か。	提示している人件費等の単価は、あくまで委託料の算定根拠として設定しているものであり、実際の経費の支出にあたっては、仕様書等に規定している業務の実施に必要な経費ということであれば、法人の判断で適切に配分していただいて差し支えない。

募集に係る Q & A

NO	資料	頁	質問	回答
9	募集要領	11	定款（要原本証明）及び法人登記簿謄本について副本として提出する分は、複写でよいか。	定款（要原本証明）及び法人登記簿謄本について副本として提出する分は、複写で差し支えない。
10	仕様書（案）	1	「地域の相談支援事業者の人材育成の支援」について、相談支援事業者はもとより、地域のサービス事業所のサービス管理責任者等や地域包括支援センター職員等との連携も重要となってくると思われるが、研修等の対象者は柔軟に取り扱って差し支えないか。	人材育成の支援対象は、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業所が主な対象となるが、地域のサービス事業所の従事者や地域包括支援センター職員等を含めるなど柔軟に取り扱って差し支えない。
11	仕様書（案）	4	事務所の設備で施錠できる書類保管庫は、事務所の扉を施錠できることで代替可能か。	代替できない。施錠できる書類保管庫は、個人情報等の機密情報を収納するために必要。ただし、機密情報でない書類を収納する書類保管庫については、施錠の必要はない。
12	仕様書（案）	4	「専用の組織メールアドレスを取得すること」とあるが、専用メールは、母体となる法人のドメイン名の使用は可能か。また、フリーメール（YahooやGmail等）でも可能か。	どちらも差し支えない。ただし、情報セキュリティ上のリスクが少ないものが望ましい。
13	仕様書（案）	4	専用の固定電話、専用の組織メールアドレスの取得とは、改めて取得する必要があるか。	ここでいう「取得」の意味は、必ずしも改めて新規に取得する必要があるということではなく、業務に支障がない限り、既に利用している固定電話やメールアドレスを基幹相談支援センター専用のものとして整理・活用することは差し支えない。